

議事内容

平成 30 年 7 月 3 日 (火) 10 時 00 分 ~ 10 時 40 分

於：経団連会館 20 階第 2・3 会議室

< 出席者 >

日本経済団体連合会
経済政策本部長 酒向 里枝

経済政策本部上席主幹 佐藤 正弥

日本商工会議所
産業政策第二部長 小林 治彦
産業政策第二部主任調査役 羽柴 秀俊

産業政策第二部副部長 杉崎 友則

全国商工会連合会
企業支援部長 榎本 陽介

企業支援部企業環境整備課長 土井 和雄

全国中小企業団体中央会
事務局次長 及川 勝

全国商店街振興組合連合会
専務理事 吉田 康夫

総務部次長 浜野 光淑

内閣府子ども・子育て本部
審議官 川又 竹男
企画官(子ども・子育て支援担当) 児玉 泰明

参事官(子ども・子育て支援担当) 西川 隆久

厚生労働省子ども家庭局
総務課長 長田 浩志
保育課長 巽 慎一
健全育成推進室長 里平 倫行

総務課少子化総合対策室長 原口 剛
子育て支援課長 田村 悟

< 資料に沿って内閣府から説明 >

日本商工会議所

- ・ 企業主導型保育事業について、3～4月に行った会員企業へのアンケート調査結果によると、「事業内容をよく知っている」が約6%、「事業の名称のみ知っている」が約40%、「知らない」が約52%であった。設置企業の6割弱が中小企業とのことではあるが、企業主導型保育事業の効果や実施状況についても更なる周知をお願いしたい。

内閣府より講師を派遣いただき、説明会を開催したところ、多くの申し込みがあり、急ぎよ追加開催した。中小企業は企業主導型保育事業について関心はあるが、その詳細や効果について理解不足という状況だと思う。

- ・ 子育て安心プラン・放課後子ども総合プラン等の具体的な内容とともに財源の所要額や拠出金の使途を示した上で、来年度の拠出金の率について引き続き協議してほしい。

全国商工会連合会

- ・ (平成28年度の企業主導型保育事業の執行残が平成29年度の雑収入として計上されているという説明を受けて)平成30年度の雑収入の見込みについて、分かり次第教えてほしい。
- ・ 子育て支援に予算を重点配分することは賛成だが、拠出金の率を決める際は、中小・小規模事業者にも配慮してほしい。
- ・ 企業主導型保育事業の設置企業について、小規模事業者や地域別の割合も示してほしい。

全国中小企業団体中央会

- ・ 企業主導型保育事業の設置企業について、業種別の割合も示してほしい。
- ・ 資料4の「事業主拠出金充当事業に関する平成30年度執行状況」は示してもらえてありがたいので、今後も引き続き執行状況を教えてほしい。

全国商店街振興組合連合会

- ・ 拠出金の率を決める際は、小規模事業者に配慮してほしい。
- ・ 企業主導型保育事業について、小規模事業者への周知が進んでいないと思われるので、周知を徹底してほしい。
- ・ 積立金の残高が大きいことが拠出金の率にどう影響するのか。また、積立金の適正規模はどの程度か。

日本経済団体連合会

- ・ 企業主導型保育事業については詳しい説明があったが、0～2歳児分の保育の運営費については公費（税財源）と混ざって分かりづらいままとなってしまうことを懸念しているが、内容を確認できるのか。
- ・ 企業主導型保育事業の執行について問題視する報道もあり、運用規律が重要である。
- ・ 他の事業主団体からも意見があったが、積立金の残高が必要以上に大きくなりすぎないようにしてほしい。また、積立金の適正規模はどの程度か説明いただきたい。
- ・ 放課後子ども総合プランの新たなプランの内容については検討中と聞いていることから、財源については、当方としてまだコミットしていないという認識である。
- ・ 公定価格の適正化の検討スケジュールをお示しいただきたい。

内閣府

- ・ 企業主導型保育事業の実施状況は、現状、小規模事業者や中分類以下の産業分類を聴取していないが、集計・公表の在り方について検討させていただきたい。また、事業の周知については、説明会での説明の要望があれば参加させていただき、更に適切な周知の方法について御協力をお願いすることもあるかもしれない。
- ・ 積立金の適正規模について、子ども・子育て支援勘定全体の額が大きくなっているため、必要な積立金も多くなるとはいえるが、準備して次回以降に説明させていただきたい。
- ・ 保育の運営費について拠出金財源と税財源が混ざってしまっていて分かりづらいという指摘については、各企業から標準報酬月額に拠出金率をかけた額を御負担いただいているが、その拠出金率を法定上限の範囲で毎年どのように定めるか、年末までの予算編成過程において相談させていただきこととしている。また、今般の子ども・子育て支援法改正により、拠出金を今年度から0～2歳児分の保育の運営費に充てることとし、その充当割合について法定上限が定められた。法定上限の範囲で毎年どのように定めるか、拠出金率と共に年末までの予算編成過程において相談させていただきこととしている。
- ・ 企業主導型保育事業の運用規律について、実務を担う公益財団法人児童育成協会が監査を年1回以上実施しており、また、その結果についても開示しているが、更なる規律確保のための方策について研究していきたい。
- ・ 公定価格の適正化については、御承知のとおり不断の見直しが求められており、引き続き検討していく必要がある。

厚生労働省

- ・ 放課後子ども総合プランの新たなプランの財源については予算編成過程で決めていくという理解。

以上